

公開意見募集の意見等について（モニタリング）

平成 1 5 年 6 月 2 3 日

以下は、公開意見募集において提出された意見等を一覧できるように事務当局で整理したものである。

一 モニタリングの基本的考え方

1 はじめに

- ・ 「モニタリング」の定義が必要ではないか。
- ・ モニタリングが適切に実施できない、または評価項目・内容が明らかでないような事業をPFI事業として実施することは、性能発注というPFIの考え方に矛盾する。については、PFI事業の実施に当たっては適切なモニタリングが実施可能である(選定事業者により提供される公共サービスの内容、質を評価できる)ことを、基本的な考え方として明記する必要があると考えます。
- ・ モニタリングが、国民に対する公共サービスの最終的な責任を負う発注者にとって、極めて重要な責務であることを明記する必要があると考えます。
- ・ 民間付帯事業の比重が重い場合は付帯事業と一体となった経営監査を行う視点が必要ではないか。また、独立採算事業や施設整備段階への言及が必要ではないか。
- ・ モニタリングについても管理者側が管理をするという形にならないよう配慮し、公共が自ら事業を行う場合必要な管理事務所等のコストが削減され、VFMがしやすいようにする視点が重要。

2 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みの構築

(1) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組み構築の重要性

- ・ モニタリングの枠組みとしては、第一に「満たすべき公共サービスの水準の継続的な確保を、管理者と選定事業者が共通理解を持ち、各々が自発的な行動により、その水準の確保に最善を尽くす動機付けを与えること」に重要性があると考えます。まず、その点を踏まえた上で、債務不履行時の規定のあり方を考慮すべきだと考えられます。
- ・ 「債務不履行の治癒及び当事者の救済措置等」が、その下の「具体的には」のどれに相当するのか明確にするべきと考えます。
- ・ 「債務不履行時における管理者等にとっての救済の手順が加速的に実現するような規定」とあるが、どのような規定でしょうか。

(2) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組の内容

- ・ 「例えば」として例示されているものは、モニタリングを規定する上で不可欠な規定だと考えられます。
- ・ 効果的な手法として減額措置だけ取り上げられているが、支払留保等その他の方法も効果的だと考えられます。減額措置だけを取り上げる点が不明であり、後述の規定とも矛盾します。
- ・ 減額だけでなく増額の仕組みを作ることで、サービスの内容、質の改善のインセンティブを働かせることが可能であるという観点を明記すべき。

(3) モニタリングの実施へ向けての体制構築から実施へのプロセス

- ・ モニタリングの内容及びその措置は、事業リスクに密接することであり、民間事業者の募集(入札公告)の段階では、明確に示すことが必須である旨を記載して頂きたい。

二 モニタリングの実施方法

1 モニタリングの実施

- ・ モニタリングに必要なデータを事業者が収集し、その評価を公共が行うことの有効性に疑問がある。コンサルタント等の能力のある第三者に委託することが妥当と思われる。
- ・ 中長期修繕計画を踏まえたモニタリングとは具体的に何をさすのかわからない。

2 モニタリングの具体的内容

(1)

- ・ 「苦情」は、曖昧な指標であり、これを判断基準の例示とすることはやめていただきたい。

(2)

- ・ 顧客満足度調査、苦情等については、客観的なデータ等による検査と並列に一般的なモニタリングとして記載するには誤解を生むと考えられます。
- ・ 具体的な手法や手法開発に当たっての考え方について、必ずしも十分に打ち出されていないことは遺憾である。
- ・ 何か具体的な施設を想定してモニタリングの項目や方法を示されるとイメージしやすいのではないかと考えます。

- ・ 数年に一度、契約の見直しを前提として、利用者やコンサルタント、有識者の参加により社会情勢の変化を踏まえたサービス内容を見直す観点でのモニタリングを行うことも有意義であると考えます。

(3)

- ・ 施設の維持管理が主体の場合は、選定事業者が自ら行うモニタリングを主体とし、その適切性を公共側が監視することは、費用の点からも望ましいと考えます。

3 サービス履行状況に関する情報収集体制

(1)

- ・ 「総合的かつ全体的に機能が発揮されていること」や「窓口の一元化」の記述があるが全体的に主旨がよくわかりません。
- ・ 図2 - 1は例示として明記していただきたい。
- ・ 図2 - 1で「サービス受益者」からのサービス要求等が直接選定事業者へ行われていますが、契約の当事者でないサービス受益者の改善要求等はモニタリングの基準とはなり得ないのではないかと。
- ・ 図2 - 2では、選定事業者の自己監査と管理者等のモニタリングのポイントが示されていますが、図中のPDCAの内容をPFI事業のツールに合致したものとすべきであると考えます。

4 モニタリング手法等の確定

- ・ モニタリングの内容や評価基準、債務不履行時の措置は、選定事業者にとってリスクになります。そのため、入札公告時には、考え方だけでなく、具体的な内容まで記載するように修正すべき。
- ・ 一般競争入札では、入札後、額が変更できないため、提案を募り、約定の上確定する手法は困難と考える。
- ・ モニタリングの指標等まで提案を受けることは行き過ぎではないかと。

6 各種報告書等について

- ・ 協議の有効性は否定しないが、管理者が選定事業者の業務内容に対して、必要以上の要求をすることは望ましくないとする。

三 適正な公共サービスの提供がなされない場合の対処方法

1 適正な公共サービスの提供がなされない(債務不履行)時の履行確保

- ・ サービスの継続と質の向上のためには、サービス対価の減額や留保の仕組みを設けつつ、その行使の前に、適切な改善期間を設け、自立的な修復を図る仕組みが不可欠だと考えられる。その旨の記載が必要。
- ・ 第二段階と第三段階の間に、減額又は留保等の適用が必要ではないのでしょうか。
- ・ 施設整備費相当分は当該施設の完工またはB T O方式の場合は引渡しによって債権として確定させるべきであり、ペナルティをその部分に及ぼすことは避けることの明記が必要であると考えます。
- ・ 債務不履行の内容によっては官側がP F I事業者によって執行することも有り得ます。こうした場合を想定し、官側の代執行の発動基準とその代執行の費用負担について契約書で定めることが必要と考えます。
- ・ 選定事業者の債務不履行による契約解除時のペナルティは、施設整備費などP F I事業者の前払い分に及ばないことが必要であると考えます。

2 サービス対価の減額の方法

(1) サービス対価と支払方式

- ・ 割賦という言葉はB T Oを連想させるので他の言葉に変更した方がよいのではないかと。

(2) 減額の程度

- ・ 虚偽報告については、管理者等と選定事業者の信頼関係を損なう事態であり、サービスの要求水準が満足できないという次元と大きく異なるものです。したがって、モニタリングとは別途の規定により、大幅なペナルティと改善への強い要請を行うべきと考えます。
- ・ ペナルティについては、その実効性確保のため、その金額を「要求項目を満たすために必要な費用と同等以上に設定する」ことが当然ながら必要になると考えられます。

(4) 支払留保

- ・ ペナルティとして支払い留保を行うことはよい方法であると考えます。

3 その他

- ・ 管理者から事業者への損害賠償については、サービスの継続の上では、最小限に規定すべきと考える。
- ・ サービス対価の減額については、あくまで維持管理運営費用から減額すべきと思われます。
- ・ 管理者が直接下請け業者に対して改善指導を実施することは問題があると考えられますが、選定事業者に対して指導することは、モニタリング上不可欠だと考えられます。
- ・ 「下請」という言葉がモニタリングと契約のガイドラインで異なる対象をさしている紛らわしいので、通常使われている「委託先企業」、「再委託先企業」に統一することがより適切と考えます。

五 財務状況の把握

- ・ 金融機関の事業監視についての注意書きに触れていますが、管理者等とのモニタリングとの共通する部分も多く、公共、事業者、金融が win-win であるためにも情報を共有することの必要性についても触れることを要望いたします。
- ・ 施設の維持管理に運営段階の主要業務が限られる場合には、SPCの財務関係は複雑でないため簡便な方法を検討することが望ましく、監査法人の起用は不要ではないでしょうか。

六 その他

1 中長期的問題対応への視点

- ・ 事業期間中の人件費や外注費その他物価の変動等予期せぬ変化などによりPFI事業者の経営環境が悪化することも有り得ます。こうした場合には契約の見直しが必要となりますが、モニタリングにより経営監査にこうした事業環境変化を含められないか検討が必要であると思われます。

2 モニタリング等の結果の公表

- ・ モニタリングは公表が当然であると思われます。それによりPFIの長所を市民に知らせ、後発PFI案件にノウハウや教訓を移転することを通じ、PFI制度全体の運用改善につながると考えます。